

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
Wi-Fi 光回線整備（151号隊舎）	作 成	令和7年7月15日
	変 更	
	作成部隊等名	相浦駐屯地業務隊厚生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、相浦駐屯地において実施する Wi-Fi 光回線整備（151号隊舎）設置役務について規定する。

2 場所

長崎県佐世保市大潟町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地

3 期間

契約日より令和7年10月31日まで

4 概要

フレッツ光回線新設役務 1式

4.1 通信機器

Wi-Fi 機器「WAPS-AX4」又は同等品以上	6台
給電 HUB「SWX2110P-8G」又は同等品以上	2台
Biz Box ルーター「RTX830」又は同等品以上	1台

4.2 LAN 配線工事

LAN ケーブル	330m
情報コンセント	2個
露出コンセントボックス	3個
樹脂モール	一式
雑材消耗費	一式
LAN 配線工事	一式
ルーター取付設定	1台
PoEHUB 取付設定	2台
アクセスポイント取付設定	6台

基本工事費

一式

※記載する器材は参考型式である。また、通信機器及びその他光回線役務に必要な器材は業者側が手配するものとする。

5 設置場所

細部別紙第1による。

6 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)」に基づき必要な対策を講じること。

7 一般事項

- a) 本作業は、本仕様書によるほか、関係諸法規を遵守し実施する。
- b) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告するとともに受注者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- c) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- d) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
- e) 監督官の指示する書類を、速やかに提出すること。
- f) 作業完了後、係官の立会のもと機能点検を実施し、異常なく動作することを確認する。